

第6期前橋市障害福祉計画及び第2期前橋市障害児福祉計画の  
原案に関するパブリックコメント（意見募集）の実施結果

前橋市障害福祉課 電話027(220)5712  
FAX027(223)8856

- ◆意見募集期間 … 令和3年1月15日(金)～令和3年2月12日(金)
- ◆意見提出者数 … 4人
- ◆意見件数 … 8件

取りまとめの都合上、いただいたご意見を要約し、市の考え方を説明して  
います。なお、今回いただいたご意見については、市の考え方を示すにとどまり、原案  
の修正には至りませんでした。今後の施策の参考にしてまいります。  
大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
<p>＜障害者差別解消に関する意見＞</p> <p>○ 「第5章計画の推進 2(2) 障害を理由とする差別の解消の推進」について、具体的にどのようにしたら差別が無くなるのか、もう少し掘り下げて考えて欲しい。自分は難病患者であるが、日常生活において差別を受けることがある。計画に書かれてある啓発パンフレットや職員研修、相談受付によって差別が無くなるのか。その点をよく検討し、差別解消の効果的な対策を具体的に挙げて欲しい。</p> <p>○ 以下2点について、必要に応じて他部署と連携を取り、前橋市役所の全庁的ガイドライン作成をしていただきたい。</p> <p>①市役所で使用する封筒及び通知に、電話以外の連絡先を記載すること これは聴覚障害者だけでなく声帯摘出など発話不可能な人にも有効である。封筒や通知に何を記載するかについて、現在は部署・課ごとに一任されていてばらつきがある状況があるように思われるため、市役所全体として足並みをそろえていただきたい。</p>	<p>○ 本市の計画原案に記載した活動は、障害を理由とする差別の解消を前に進めていくための一例ではありますが、差別を無くしていくためには、現在国で進めている障害者差別解消法の見直しの検討状況を踏まえ、身近な地域で効果的とされる事例や研究成果の収集に努め、施策への反映を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>○①障害者差別解消法の施行に合わせ、本市では平成28年4月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を策定し、配慮すべき事項として、通知やパンフレット等には問い合わせ先にFAXやメールアドレスを記載するよう求めております。封筒については、作成する部署の用途等により難しい点も考えられるため、まずは通知やパンフレット及び封入物で電話以外の連絡先を記載するよう、市役所内に再度周知を図ってまいります。</p>

<p>②市役所として配信する動画には字幕をつけること 聴覚障害者への情報保障として、動画に手話通訳がついている。その文字起こしとして、テキストが別ページに掲載されているが、不十分である。動画に字幕としてつけていただきたい。テキストの掲載は、盲ろう者等利便性を感じている人もいると思われるため、そのまま残していただきたい。また、動画に字幕をつけて配信することがスムーズになるよう環境整備もあわせて整えていただきたい。</p>	<p>②現在、市役所の多くの部署で動画の配信を行っており、動画を主に管理する部署へは、可能な限り動画には字幕をつけるよう配慮を求めています。動画の全てに字幕を付けるには至っていないのが現状です。音声認識・文字変換ソフト等の開発・普及や、国及び地方公共団体のウェブアクセシビリティ対応の動向等も踏まえ、環境の整備を検討してまいりたいと考えております。</p>
<p><b>&lt;手話関係施策に関する意見&gt;</b> ○ 手話通訳派遣について、現在コロナ禍において手話通訳の依頼が困難になっていることから、パソコンやスマートフォンを使用した遠隔手話通訳を選択肢として利用できるよう要望する。また、派遣申請する際にFAXではなくメールのやり取りを希望する。</p> <p>○ 設置手話通訳者の2人に対し、傾聴あるいはコミュニケーションスキルの研修を受けさせてほしい。意思疎通支援事業の利用者は、設置手話通訳者に対しその依頼をするだけでなく、日常生活において困っていることや悩みも相談する。このため、手話通訳ができるだけでは不十分である。聴覚障害者が安心して手話通</p>	<p>○ 現在、本市では急な用務で手話通訳者の派遣申請が間に合わなかった場合、市窓口に配置したタブレット端末で、設置手話通訳者とテレビ電話をつなぎ、遠隔手話通訳を行っております。</p> <p>ご要望の個人のパソコンやスマートフォン使用の手話通訳は、設置通訳者の負担が大きいくつに加えて、国が今後電話リレーサービスを公共インフラとして整備する計画がありますので、現状は実施予定はありません。</p> <p>また、手話通訳者の派遣申請について、メールでは内容が不明瞭な依頼が多いため、原則FAXによる派遣申請書の提出をお願いしておりますが、入力済みの派遣申請書をメールに添付または申請書記載事項を漏れなくメール本文に記載していただければメールでの受付も可としています。</p> <p>○ 本市では設置手話通訳者を含め市登録手話通訳者を対象とした研修会を年2回開催し、そこで手話通訳だけでなく、コミュニケーションスキルの向上も図っております。また、全国手話研修センターが実施する手話通訳者現任研修についても、費用を補助し、積極的に受講していただいております。今後も傾聴やコミュニ</p>

<p>訳または文字通訳の依頼ができるよう、また意思疎通支援（通訳）の依頼の是非についても全体的な相談ができるよう依頼者、派遣先、派遣される手話通訳者との関係も円滑に築けるようスキルを持っている人であってほしい。</p> <p>○ 前橋市内には、一定数以上の聴覚障害者を雇用している事業者がいくつかある。その事業者向けに、手話教室派遣を行うことを検討してほしい。平日の日中の教室開催は、その事業者で働く聴覚障害者の利益に直結するものであり、かつ実際に手話を学びたい人のニーズにより効率的に合致できると考えられる。</p>	<p>ケーションスキルの向上に役立つ研修の受講について検討してまいります。</p> <p>○ 本市では前橋市手話言語条例を制定し、その第12条で事業者の行う手話に関する取り組みについて支援することを定め、自立支援協議会内に設置している「手話施策検討部会」で支援策を協議しております。事業者が行う手話教室の開催費補助は群馬県が行っておりますが、本市としても、ご提案のあった事業者向けの手話教室について、検討を行ってまいります。</p>
<p>＜地域生活への移行に関する意見＞</p> <p>○ 入所施設は不必要との論調があるが、一般住宅への移行は危険を感じる。療養介護や自立生活援助、宿泊型自立訓練のサービス提供事業者が市内にないことや、短期入所や地域定着支援、行動援護、移動支援のサービス提供事業者が少なく、希望者が利用できていないという事実があり、また、地域移行支援の利用者の少なさは、障害者が地域生活への不安や、地域生活そのものが成り立たないという事実からくるものだと考えられる。このように、サービスの充実が図られないまま地域への移行を推進するのは問題である。</p>	<p>○ 国の基本指針（令和2年厚生労働省告示第213号）には、障害者の自立支援の観点から、施設入所から地域生活への移行を進めることが基本理念として掲げられております。地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続するためには、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備が不可欠であり、本市においても、地域での住まいとなるグループホームの整備推進等、支援体制の充実を図ってまいります。</p>
<p>＜地域生活支援拠点に関する意見＞</p> <p>○ 地域生活支援拠点が担う5つの機能が、緊急時の受け入れや一時的な体験となっているようだが、厚労省はこの機能を5つの柱として障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所とうたっている。前橋市の計画では居住支援について</p>	<p>○ 「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」（平成31年3月厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課）において、地域生活支援拠点等の整備とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入</p>

<p>の説明がなく、ネガティブに捉えられる。居住支援について記載すべき。長野県北信圏における取り組みをモデルに、地域の社会資源を活用して、緊急時や一時的な支援にとどまらず居住支援としての拠点としてほしい。</p>	<p>れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとされています。</p> <p>本市では、居住支援のための機能を地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型として整備することといたしました。</p> <p>整備後は、定期的に検証及び検討を実施し、また、他市町村の先進事例等も踏まえ、機能の充実を図ってまいります。</p>
<p><b>&lt;就労支援に関する意見&gt;</b></p> <p>○ 就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）は、障害者数に対して市内のサービス事業者が少なく、働きたくても働けない障害者が多数いることを知ってもらいたい。就労定着支援は、平成30年に始まったばかりで、サービスを知らない障害者も多いはずなので、広く周知してほしい。厚労省の発達障害者に対する雇用支援策（ハローワークに発達障害者雇用トータルサポーター配置・若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施・障害者向けの専門支援を選択しない方々に対し就職支援ナビゲーターによる個別支援・精神発達障害者しごとサポート養成講座）等も具体的に盛り込んでほしい。</p>	<p>○ 就労移行支援につきましては、現在、利用実績値が見込量を下回っておりますが、今後は需要が高まっていくと想定しております。就労継続支援（A型・B型）につきましては、現在、利用実績値が見込量を上回っており、今後も需要の増加が見込まれます。こうしたことから、利用者の希望するサービスを利用できるように、サービス提供体制を確保し、障害者の一般就労に向けた支援に努めてまいります。</p> <p>就労定着支援につきましては、利用実績値が見込量を大きく下回っておりますが、今後は需要が高まっていくと想定しておりますので、事業者と連携し、適切なサービスの提供に努めてまいります。</p> <p>厚労省の施策につきましては、ハローワークにおいて実施されていることから、前橋市自立支援協議会（就労支援部会）において関係機関と情報共有し、障害者雇用の拡充に努めてまいります。</p>